第2回 奈良県地域防災計画検討委員会へのコメント

兵庫県立大学 紅谷昇平

第1回に続き、第2回の委員会も他の用務のため欠席となり、誠に申し訳ございません。今後 の改定作業にあたって、以下、可能な範囲でご留意くださいますよう、お願いいたします。

1 災害対策本部体制についての記述

- ・現在の地域防災計画では、災害対策本部事務局の設置場所や諸室の使い方について記述が無いようにみえますが、別途条例や要領で検討済みという理解で良いでしょうか。
- ・現在の地域防災計画では、自衛隊や国からの調査団・現地連絡対策室の受入について記述が無いようにみえますが、別途受援計画等で検討済みという理解で良いでしょうか。
- ・京都府は、災害対策本部に経済団体からのリエゾンを受け入れるなど、産官が連携した災害対応に配慮しています。奈良県でも経済団体だけでなく、必要に応じて NPO や各種団体からのリエゾンを受け入れたり、災害対策本部会議にオブザーバー参加させるなど、地域防災計画で定められてはいかがでしょうか。

2 市町村等との意見交換

・国等による専門支援チームの受入にあたっての県による調整や、県による市町村への助言、支援など、被災市町村が県にどのような役割を期待しているのか、奈良県内の市町村と意見交換を十分に行いながら、地域防災計画の改定を進めて下さい。

(具体的には、避難所のペット対策や広域防災拠点の整備、避難勧告等の発表に関しての助言、受援計画・タイムライン等の作成への支援、避難所運営訓練等への支援、DMAT等の受入にあたっての市町村側で必要な準備についての助言、など)

・必要であれば、NPO 等の支援組織や社会福祉協議会、国際交流協会等、県の組織以外からもコメントをもらうようにしてください。

3 学校安全への配慮

・学校保健安全法の改正や大川小学校訴訟の結果を受け、学校の防災対策は法的な義務となっています。県教育委員会が当事者意識を持ち、イニシアチブをとって、市町村教育委員会や各学校の防災マニュアルや訓練等の充実を図るようご努力ください。

4 平成30年7月豪雨等の検証結果の反映

・西日本豪雨をはじめ 2018 年の災害対応の教訓については、現在も検証作業等が続けられているところがあります。引き続き、2018 年の被災自治体のレポートや地域防災計画の改定内容等を参照しながら、過去の教訓・反省を十分に理解し、地域防災計画に反映させるようにしてください。